

議案第67号

朝来市行政組織条例の一部を改正する条例制定について
朝来市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和5年12月25日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

新たな行政課題に対応し、及び行政運営の効率的かつ効果的な推進に向けて組織の見直しを行うため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市行政組織条例の一部を改正する条例

朝来市行政組織条例（平成17年朝来市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「健康福祉部」を「健康福祉部

こどもみらい部」に改める。

第2条（見出しを含む。）中「事務分掌」を「分掌事務」に改め、同条企画総務部の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条健康福祉部の項第3号中「健幸づくりに関すること」を「健幸づくりに関すること（こどもみらい部が所掌するものを除く。）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

こどもみらい部

(1) 子ども・子育て支援に関すること。

第2条都市整備部の項に次の1号を加える。

(6) 交通政策に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（朝来市子ども・子育て会議条例の一部改正）

2 朝来市子ども・子育て会議条例（平成25年朝来市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会事務局こども育成課」を「こどもみらい部子育て支援課」に改める。

（朝来市公共交通会議条例の一部改正）

3 朝来市公共交通会議条例（平成30年朝来市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号を次のように改める。

(4) 公募による市民

第10条中「企画総務部総合政策課」を「都市整備部都市政策課」に改める。

第11条中「必要な事項」を「交通会議に関し必要な事項」に、「別に」を「会長が会議に諮って」に改める。

議案第67号資料

朝来市行政組織条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(部の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 企画総務部 危機管理部 まちづくり協働部 市民生活部 <u>健康福祉部</u> 産業振興部 都市整備部 上下水道部 (事務分掌) 第2条 部の<u>事務分掌</u>は、次に掲げるとおりとする。 企画総務部 (1)～(6) (略) <u>(7) 交通政策に関すること(交通安全に関することを除く。)</u>。 <u>(8) 情報公開及び保護に関すること。</u> <u>(9) 市議会の招集及び市の行政一般に関すること。</u> <u>(10) 文書及び例規に関すること。</u> <u>(11) 職員に関すること。</u> <u>(12) 財政に関すること。</u> <u>(13) 市有財産に関すること。</u> <u>(14) 行政のデジタル化に関すること。</u> <u>(15) 総合教育会議に関すること。</u> <u>(16) 他の部の所管に属さないこと。</u> (略) 健康福祉部 (1) 社会福祉に関すること。 (2) 介護保険に関すること。 (3) 保健及び<u>健幸づくりに関すること。</u>	(部の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。 企画総務部 危機管理部 まちづくり協働部 市民生活部 <u>健康福祉部</u> <u>こどもみらい部</u> 産業振興部 都市整備部 上下水道部 (分掌事務) 第2条 部の<u>分掌事務</u>は、次に掲げるとおりとする。 企画総務部 (1)～(6) (略) <u>(7) 情報公開及び保護に関すること。</u> <u>(8) 市議会の招集及び市の行政一般に関すること。</u> <u>(9) 文書及び例規に関すること。</u> <u>(10) 職員に関すること。</u> <u>(11) 財政に関すること。</u> <u>(12) 市有財産に関すること。</u> <u>(13) 行政のデジタル化に関すること。</u> <u>(14) 総合教育会議に関すること。</u> <u>(15) 他の部の所管に属さないこと。</u> (略) 健康福祉部 (1) 社会福祉に関すること。 (2) 介護保険に関すること。 (3) 保健及び<u>健幸づくりに関すること(こどもみらい部が所掌するものを除く。)</u>。

(略) 都市整備部 (1) 道路、橋梁及び河川その他土木に関すること。 (2) 都市計画及び地域整備に関すること。 (3) 建築及び市営住宅に関すること。 (4) 景観及び公園に関すること。 (5) 地籍調査に関すること。	<u>こどもみらい部</u> (1) <u>子ども・子育て支援に関すること。</u> (略) 都市整備部 (1) 道路、橋梁及び河川その他土木に関すること。 (2) 都市計画及び地域整備に関すること。 (3) 建築及び市営住宅に関すること。 (4) 景観及び公園に関すること。 (5) 地籍調査に関すること。 (6) <u>交通政策に関すること。</u>
--	---

附則第2項関係 朝来市子ども・子育て会議条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第8条 子育て会議の庶務は、<u>教育委員会事務局こども育成課</u>において処理する。	(庶務) 第8条 子育て会議の庶務は、<u>こどもみらい部子育て支援課</u>において処理する。

附則第3項関係 朝来市公共交通会議条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(組織) 第3条 交通会議は、委員24人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1)～(3) (略) (4) <u>市民</u> (5)～(7) (略) (庶務) 第10条 交通会議の庶務は、<u>企画総務部総合政策課</u>において処理する。 (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、<u>必要な事項は、別に定める。</u>	(組織) 第3条 交通会議は、委員24人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1)～(3) (略) (4) <u>公募による市民</u> (5)～(7) (略) (庶務) 第10条 交通会議の庶務は、<u>都市整備部都市政策課</u>において処理する。 (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、<u>交通会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</u>

令和 6 年度組織再編の概要

- 1 令和 5 年 4 月に発足したこども家庭庁が取り組む、ライフステージ（結婚・妊娠・出産・子育て）ごとに希望が持てる社会、全ての子どもが安全・安心な環境及び全ての子どもの健やかな成長の保障の実現を目指し、こども・子育て施策を更に推進していくため、こどもみらい部を新設し、次の課を配置します。

子育て支援課（新設）

こども育成課のこども園に関する業務以外の業務と、市民課の児童手当、社会福祉課の児童扶養手当、母子父子寡婦福祉、児童福祉推進の業務と健幸づくり推進課の親子保健係の業務を所掌します。

こども園課（移管）

こども育成課（教育委員会）が所掌するこども園に関する業務を移管します。

※学童クラブは、学校教育課が所掌します。

- 2 社会福祉法の改正により創設された重層的支援体制整備事業の実施に向けて、福祉相談支援の体制を次のとおり再編します。

地域包括支援センター、基幹相談支援センター

担当課のみで解決できる相談案件が迅速に対応できるよう、地域包括支援センターを高年福祉課内に、基幹相談支援センターを社会福祉課内に配置します。

包括的相談支援体制

複合的な課題を抱えた事例の相談支援体制を社会福祉課に配置し、多機関協働事業への連携やつなぎの機能を整備します。

- 3 デマンドバスの運行等、公共交通施策が政策的な検討段階から一定事業化に進んできたことから、交通政策の所管を総合政策課から都市政策課に移管します。

令和6年度組織改正(案)

(現行)

議会事務局		議事係
企画総務部	秘書広報課	秘書係
		広報広聴係
	総合政策課	政策係
		創生企画係
選挙管理委員会	総務課 (選挙管理委員会事務局)	行政係
		人事給与係
	財務課	職員能率向上係
		選挙係
危機管理部	防災安全課	財政係
		管財係
	デジタル戦略課	公共施設係
		DX推進係
まちづくり協働部	市民協働課	情報管理係
	和田山地域振興課	市民協働係
市民生活部	市民課	生涯学習係
		スポーツ振興係
	生涯学習課	図書館係
		文化振興係
健康福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課	美術館管理係
	高年福祉課	市民福祉係
		地域振興係
産業振興部	農林振興課 (農業委員会事務局)	市民福祉係
		地域振興係
	観光交流課	市民福祉係
		地域振興係
農業委員会	経済振興課	朝来支所
		地域振興係
	健康福祉部 (福祉事務所)	健康福祉係
		健康福祉係
都市整備部	建設課	健康福祉係
		健康福祉係
	都市政策課	健康福祉係
		健康福祉係
上下水道部	上下水道課	健康福祉係
		健康福祉係
	地籍調査課	健康福祉係
		健康福祉係
出納	会計課	健康福祉係
		健康福祉係
	学校教育課	健康福祉係
		健康福祉係
教育委員会 事務局	文化財課	健康福祉係
		健康福祉係
	子ども育成課	健康福祉係
		健康福祉係
監査委員	学校給食センター	健康福祉係
		健康福祉係
	行政委員会事務局	健康福祉係
		健康福祉係
固定資産評価審査委員会	監査委員事務局	健康福祉係
		健康福祉係
	固定資産評価審査委員会事務局	健康福祉係
		健康福祉係

(新)

議会事務局		議事係
企画総務部	秘書広報課	秘書係
		広報広聴係
	総合政策課	政策係
		創生企画係
選挙管理委員会	総務課 (選挙管理委員会事務局)	行政係
		人事給与係
	財務課	職員能率向上係
		選挙係
危機管理部	防災安全課	財政係
		管財係
	デジタル戦略課	公共施設係
		DX推進係
まちづくり協働部	市民協働課	情報管理係
	和田山地域振興課	市民協働係
市民生活部	市民課	生涯学習係
		スポーツ振興係
	生涯学習課	図書館係
		文化振興係
健康福祉部 (福祉事務所)	社会福祉課	美術館管理係
	高年福祉課	市民福祉係
		地域振興係
産業振興部	農林振興課 (農業委員会事務局)	市民福祉係
		地域振興係
	観光交流課	市民福祉係
		地域振興係
農業委員会	経済振興課	朝来支所
		地域振興係
	健康福祉部 (福祉事務所)	健康福祉係
		健康福祉係
都市整備部	建設課	健康福祉係
		健康福祉係
	都市政策課	健康福祉係
		健康福祉係
上下水道部	上下水道課	健康福祉係
		健康福祉係
	地籍調査課	健康福祉係
		健康福祉係
出納	会計課	健康福祉係
		健康福祉係
	学校教育課	健康福祉係
		健康福祉係
教育委員会 事務局	文化財課	健康福祉係
		健康福祉係
	子ども育成課	健康福祉係
		健康福祉係
監査委員	学校給食センター	健康福祉係
		健康福祉係
	行政委員会事務局	健康福祉係
		健康福祉係
固定資産評価審査委員会	監査委員事務局	健康福祉係
		健康福祉係
	固定資産評価審査委員会事務局	健康福祉係
		健康福祉係